

# ふるさと納税ワンストップ特例制度について

## ワンストップ特例制度の概要

○寄附金控除を受けるための確定申告が不要になります

ワンストップ特例制度では、ふるさと納税先の団体へ申請することで、確定申告をしなくても寄附金控除の適用を受けることができます。

○確定申告を行った場合と同額の控除が受けられます

ワンストップ特例制度が適用される場合、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税から所得税控除分相当額を含めて控除されます（確定申告を行った場合と同額が控除されます。）。

確定申告を行う場合は、所得税と個人住民税から寄附金控除の適用を受けることとなります。

## 申請の対象となる方

次の①と②に該当する方について、ワンストップ特例制度を申請することができます。

①確定申告をする必要のない方

②ワンストップ特例の申請自治体が5団体以下の方

※特例の申請後に上記①②のいずれかを満たさなくなった場合、すべてのふるさと納税について各種申告事項と併せて確定申告が必要になります。

## 申請の手続き

ワンストップ特例制度の適用を希望する方は、別添の「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記載し、寄附した年の翌年1月10日までに宮城県大崎市政策課に提出してください。

大崎市へ複数回寄附した場合、寄附した回数分の申請書を郵送いたしますので、すべての申請書の提出をお願いいたします。提出漏れがありますと、その分の控除が行われませんのでご注意ください。

ただし、添付書類の提出は1回で構いません。

なお、申請後に申請内容を変更（住所、氏名等）した場合、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を寄附した年の翌年1月10日までに提出していただく必要があります。詳しくは宮城県大崎市政策課へお問合せください。

## ワンストップ特例制度に係るマイナンバー情報の提供のお願い

ワンストップ特例制度の利用を希望される場合は、寄附金税額控除に係る申告特例申請書へ個人番号を記載いただくとともに、本人確認（個人番号の確認及び身元（実在）確認）のため、以下の添付書類を提出くださいますようお願いいたします。本人確認につきましては、全国の自治体で統一の取扱いになっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

提供いただいた個人番号は、こちらから寄附者がお住まいの市区町村に対し寄附金額などを通知するために使用するものであり、その他の目的では使用しません。

## 添付書類（別紙の貼付用紙に貼り付けて提出してください。）

1. マイナンバー（個人番号）カードを持っている場合

⇒マイナンバーカードのコピー（表と裏の両面の写しが必要です）

2. マイナンバー（個人番号）カードを持っていない場合

⇒マイナンバー通知カードのコピー＋身分証明書のコピー

（住所、氏名等の変更の記載がなければ裏面のコピーは不要です。）

※通知カードをお持ちでない方は、通知カードに代えて、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書の写しのコピーを提出してください。

※身分証明書について

顔写真付きのものは1点、顔写真のないものは2点必要になります。

○顔写真付きのもの（1点で良いもの）

例：運転免許証（住所、氏名等の変更の記載がなければ裏面のコピーは不要です。）

旅券（パスポート）（顔写真の添付された面のコピー） など

○顔写真のないもの（2点必要なもの）

例：公的医療保険の被保険者証、国民年金手帳 など

問合せ：宮城県大崎市市民協働推進部政策課 TEL：0229-23-2129